

7月3日(日)

みんなのまちをもっときれいにしよう!

社会参加実践活動 (清掃活動)

毎年、青少年の皆さんが「自分たちの住んでいる地域を自分たちの手できれいにしよう」と行っているのが、社会参加実践活動です。

当日は、多摩川および市内の公共施設などの清掃活動を行います。皆さんの参加をお待ちしています。青少年対策地区委員会ごとに集合時間や集合場所が異なります。注意してください。

問合せ 児童青少年課児童青少年係 ④263

第31回青少年健全育成ポスターコンクール作品を募集します

羽村市・羽村市教育委員会では、第31回「青少年健全育成ポスターコンクール」を行います。

学校・地域・家庭で感じていること、望んでいることをポスターにしてみませんか。ぜひ、応募してください。

対象 市内小・中学生
テーマ 「**わ**」

家族・身近な人・友達・笑顔・心などのつながり(輪・和など)に対する思いをポスターにしてください。

応募方法 8月31日(水)まで(土・日曜日、祝日を除く)の午前8時30分～午後5時に、四つ切り(542mm×382mm)または八つ切り(391mm×271mm)

■各地区の集合場所・時間

地区	集合場所	集合時間
東	玉川兄弟銅像前	午前8時
西	宮の下運動公園グラウンド子ども広場	午前9時
富士見	五ノ神会館庭	午前8時
栄小	栄小学校校庭	午前9時
松林	松林小学校・羽村第二中学校の各校庭	午前8時
小作	小作台小学校校庭	午前9時
武蔵野	武蔵野小学校校庭	午前9時

の画用紙に作品を描き、裏側に「学校名・学年・組・氏名(ふりがな)」を記入し、直接市役所2階児童青少年課児童青少年係へ

発表 入賞した場合は、広報はむら市公式サイトなどで「学校名・学年・氏名」を発表します。

表彰 最優秀作品・優秀作品は、11月12日(土)の青少年健全育成の日に表彰します。

注意

□最優秀作品に選出された作品は、青少年健全育成ポスターとして使用します。

□入賞作品の著作権は羽村市に帰属します。

□入賞作品は、11月5日(土)～13日(日)に、ゆとろぎで展示します(月曜日は除く)。

応募先・問合せ 児童青少年課児童青少年係 ④263

7月のテレビはむら

「テレビはむら」は、多摩ケーブルネットワーク「TCN」デジタル放送 055 チャンネルで、毎週木曜日から水曜日までの1週間単位で放映しています。

■放映時間(30分)■

①午前9時～②午後5時～③午後9時～

※毎週土曜日に限り、「TCN」地上デジタル放送101チャンネルでも放送を行っています。(①午後1時30分～②午後5時～③午後9時～)

※最近の番組は、市公式サイトで動画配信しています。

問合せ 広報広聴課広報係 ④505

特別番組 2016年上半期ランキングベストテン

2016年上半期に放送したテレビはむらの中から、視聴者の反響が多かった放送や、スタッフが厳選した放送を総集編でお送りします!

番組を見逃した方も、これを見れば2016年上半期のテレビはむらがマルわかりです!



シリーズ はむらごはん

市内の隠れた名店、イチオシの料理を紹介する「はむらごはん」。毎回、お店こだわりの品が登場します。

今回は、これからの暑い季節にピッタリのインドカレー屋さんを紹介します!お楽しみに!

介護保険料額決定通知書・納入通知書を送付します

65歳以上の方(第1号被保険者)に、平成28年度介護保険料額決定通知書・納入通知書を送付します。皆さんから納めていただく保険料は、介護保険を支える大切な財源になります。

65歳以上の方(第1号被保険者)

保険料の決定

前年の合計所得(*)などに応じた負担になるよう13段階に区分されます。

(*)合計所得

- 総合課税される所得のみの場合…総所得金額・退職所得・山林所得の合計
- 分離課税される所得のある場合…総所得金額・退職所得・山林所得・長期譲渡所得などの合計
- ※ 介護保険料は、3年ごとに各市区町村の介護サービス量の供給量などを判断し決定します。
- ※ 詳しくは、決定通知書または市公式サイトをご覧ください。

保険料の納め方

保険料の納め方は、特別徴収と普通徴収があります。

特別徴収

…年金からの引き落とし
 保険料(年額)が、年金支払月の6回に分けて引き落としとなります(年度の途中から特別徴収が始まる方を除く)。

なお、前年中の所得の確定は、6月以降となるため、確定前は「仮徴収(暫定賦課)」として、確定後は「本徴収」として納めていただきます(仮徴収は、

4・6・8月、本徴収は10・12・2月です)。そのため、納期ごとに金額が変わる場合があります。

対象 年金が年額18万円以上の方

※ 対象となる年金は、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金です。

普通徴収

…納付書や口座振替で支払い
 対象 年金が年額18万円未満の方、特別徴収の対象となる年金を受給していない方

※ 特別徴収の条件を満たしている方でも、次の方は普通徴収となります。

- 年度の途中で65歳になった方
- 年度の途中で年金の支払いが始まった方
- 年度の途中でほかの市区町村から転入してきた方
- 年金が一時差し止めとなった方
- 年金担保貸付金を返済中で年金の支払いがなくなつた方

40〜64歳の方(第2号被保険者)

保険料の決定・納め方

国民健康保険や企業の健康保険など、加入している医療保険によつて保険料の決め方や納め方が異なりますが、医療保険分と介護保険分を併せて納めていただきます。

サービスの利用はまず相談から

「介護が必要かな?」と思ったら、地域包括支援センターや高齢福祉介護課に相談してください。

保険料を納めない?!

特別な事情がなく介護保険料の滞納が続くと、滞納処分の対象となり、介護サービス利用時に、未納期間に応じて保険給付に制限が加えられます。

○ 1年間滞納した場合…介護サービスの費用がいったん全額利用者負担となります。

○ 1年6か月間滞納した場合…保険給付が一時差し止められます。それでも滞納が続く場合は、差し止めた保険給付額から滞納保険料を控除します。

○ 2年間以上滞納した場合…利用者負担を1割または2割から3割に引き上げ、高額介護サービス費などの支給が停止となります。

※ 保険料が納められない場合は、納付相談を利用してください。

※ 火災や風水害などで、家財に著しい損害を受けた場合などは、保険料の納付を猶予または減免する制度があります。

問合せ 介護保険の制度・保険料…高齢福祉介護課
 介護保険係④144／介護サービスなどの相談…高齢福祉介護課
 地域包括支援センター係④196／要介護認定…高齢福祉介護課
 介護認定係④146／納付相談…納税課
 納税担当④179

